

市第30号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第101号中「、第8項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同条第103号の2、第104号、第110号、第112号の2及び第113号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第114号の次に次の1号を加える。

(114) の2 建築基準法第68条の3

第7項の規定に基づく開発整備  
促進区における用途地域等内の  
建築物の制限の適用除外に係る

認定申請手数料 同 27,000円

第2条第116号中「第68条の5の5」を「第68条の5の3第2項」に改め、「前面道路の幅員に応じた」及び「容積率又は」を削り、「認定申請手数料」を「許可申請手数料」に、「27,000円」を「160,000円」に改め、同条第117号及び第118号を次のように改める。

(117) 建築基準法第68条の5の5

の規定に基づく地区計画の区域  
における前面道路の幅員に応じ  
た建築物の容積率又は各部分の  
高さに関する制限の適用除外に

係る認定申請手数料 同 27,000 円

(118) 建築基準法第68条の5の6

の規定に基づく地区計画の区域  
における建築物の建蔽率の特例

認定申請手数料 同 27,000 円

第2条第125号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、同条第132号中  
「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第101号  
の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第114号の2  
、第116号及び第118号の規定は、この条例の施行の日以後の申  
請に係る手数料について適用する。

#### 提 案 理 由

開発整備促進区における用途地域等内の建築物の制限の適用除外  
に係る認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一  
部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現 行</u>	）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第100号まで省略）

(101) 建築基準法第48条第1項た

だし書、第2項ただし書、第3

項ただし書、第4項ただし書、

第5項ただし書、第6項ただし

書、第7項ただし書、~~第8項た~~~~だし書~~、第9項ただし書、第10

項ただし書、第11項ただし書、

第12項ただし書、~~第13項ただし~~~~書又は第13項ただ~~  
~~し書又は第14項ただし書~~（同法第

87条第2項若しくは第3項又は

第88条第2項において準用する

場合を含む。）の規定に基づく

用途地域等における建築等許可

申請手数料

同

180,000円

（第102号及び第103号省略）

(103) の2 建築基準法第53条第4

項の規定に基づく建築物の~~建蔽~~  
~~建~~ぺ~~率~~  
い率の特例許可申請手数料

同

33,000円

- (104) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 同 33,000 円  
(第105号から第109号まで省略)
- (110) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 同 160,000 円  
(第111号及び第112号省略)
- (112) の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料 同 160,000 円  
(第112号の3及び第112号の4省略)
- (113) 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、建蔽率又は建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 同 27,000 円  
(第114号省略)

(114) の 2 建築基準法第68条の3

第7項の規定に基づく開発整備  
促進区における用途地域等内の  
建築物の制限の適用除外に係る  
認定申請手数料

同

27,000 円

(第115号省略)

(116) 建築基準法第68条の5の3  
第68条の5の5

第2項の規定に基づく地区計画  
の区域における  
前面道路の幅員  
に  
応じた建築物の容積率又は各  
部分の高さに関する制限の適用

除外に係る  
許可申請手数料  
認定申請手数料

同

160,000 円  
27,000 円(117) 建築基準法第68条(117) 及び (118) 削除

の5の5の規定に基づく地区計  
画の区域における前面道路の幅  
員に  
応じた建築物の容積率又は  
各部分の高さに関する制限の適  
用除外に係る認定申請手数料

同

27,000 円(118) 建築基準法第68条の5の6

の規定に基づく地区計画の区域  
における建築物の建蔽率の特例  
認定申請手数料

同

27,000 円

(第119号から第124号まで省略)

(125) 建築基準法第86条の6第2

項の規定に基づく一団地の住宅

市第30号

施設に関する都市計画に基づく  
建築物の容積率、建蔽率、建ぺい率、外  
壁の後退距離又は高さに関する  
制限の適用除外に係る認定申請  
手数料

同

27,000 円

(第 125 号の 2 から第 131 号まで省略)

(132) 租税特別措置法施行令 第 25  
第 25  
条の 4 第 17 項の規定に基づく地  
条の 4 第 16 項  
区外転出事情があることについ  
ての認定申請手数料

同

24,000 円

(第 133 号から第 172 号まで省略)